

「SMB C日興証券アプリ・Nikko Wealth Consultant 利用規約」の新旧対照表

2026 年 8 月

2026 年 8 月 21 日を効力発生日として下記の利用規約を改訂いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
第 6 条（eKYC 機能） 1. 当社は、本サービスにおいて、お客さまの本人確認をオンラインで実施するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく、電子的な本人確認手続（以下、「eKYC」といいます）機能を提供します。 2. eKYC は、お客さまが当社の指定する方法に従い、必要な情報の提供を行うことにより実施されます。 3. お客さまは、eKYC の利用にあたり、真実かつ正確な情報および有効な本人確認書類を提供するものとします。本人確認書類の有効期限が経過している場合、記載事項に変更がある場合、失効している場合、偽造または改ざんの疑いがある場合その他当社が本人確認に適さないと判断した場合、当社は eKYC による本人確認を完了しないことがあります。 4. 本アプリケーションの利用者は、以下の行為を行ってはなりません。 ① 他人の本人確認書類を利用してなりすます行為 ② 偽造または改ざんされた本人確認書類を利用する行為。 5. 当社は、前項に違反する行為を確認した場合、サービスの利用停止、申込みの受付停止その他当社が必要と判断する措置を講じることができるものとします。 6. 当社は、お客さまの利用環境、端末の状態、通信状況、本人確認書類の状態、撮影画像または動画の状態その他の事由により、eKYC を利用できない場合があることについて、お客さまはあらかじめ了承するものとします。 7. 当社は、取得した情報に基づき、システムおよび当社所定の方法により本人確認を実施します。 8. 当社は、本人確認が完了しない場合または不正の疑いがあると判断した場合、申込みの受付停止または他の本人確認手続の実施を求めることができるものとします。なお、当社は、以下の事由により生じた損害について、当社の故意または過失（軽過失を含む）がある場合を除き、責任を負いません。 ① eKYC の利用ができないこと ② 本人確認結果に基づくサービス利用制限 ③ 通信回線または端末の障害	（新設）
第 7 条（本サービスで提供される情報の提供元）	第 6 条（本サービスで提供される情報の提供元）
第 8 条（情報の正確性等）	第 7 条（情報の正確性等）
第 9 条（インフォーマティブ情報の取扱）	第 8 条（インフォーマティブ情報の取扱）
<u>第 10 条（著作権および禁止事項）</u>	<u>第 9 条（著作権および禁止事項）</u>
第 11 条（本サービスの変更、停止または廃止）	第 10 条（本サービスの変更、停止または廃止）
第 12 条（利用の停止）	第 11 条（利用の停止）
第 13 条（免責事項）	第 12 条（免責事項）

第 <u>14</u> 条（規約の変更）	第 <u>13</u> 条（規約の変更）
<u>2026</u> 年 8 月 21 日 改定	<u>2025</u> 年 <u>6</u> 月 <u>2</u> 日 改定

以上